

Title	財政学の政治的性格
Sub Title	
Author	永田, 清
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.10 (1936. 10) ,p.1407(1)- 1449(43)
JaLC DOI	10.14991/001.19361001-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19361001-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19361001-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田學會雜誌

第三十卷

第十號

財政學の政治的性格

永田 清

- 一 序 説
- 二 封建的家權の政治的性格
- 三 自由主義の政治的性格
- 四 社會政策の政治的性格
- 五 政治社會學と擷取説・勢力説の政治的性格
- 六 財政制度論の政治的性格

財政學は本來政治的性格をもつてゐる。蓋し財政現象は政治的支配關係及び法律的規定として現れるからである。

財政學の政治的性格

一 (一四〇七)

少くとも現象化し制度化した財政は政治の機構を通じて成立したものであるから、この通過の過程において明らかに政治的性格の烙印を押される。一般に認められてゐる財政の「支配性」「強制性」とはこの性格を論理的に分析した概念である。例へば租稅義務説は義務の内容が無條件に個人倫理の中に生起するといふのではない。個人を支配する超個人的なるものの存在を認め、この超個人的なるものに對する個人の服従の必然と義務とを説くのである。だから、つまるところ、支配の認容が個人の側における義務の倫理におき代へられるにすぎない。而してこの支配の認容はとりも直さず財政における政治的性格を意味する。ロレンツ・フォン・シュタインが常に財政を「國家的・政治的現象」(statische und politische Erscheinung)と謂ひ、またワグナーが「國家的共同經濟」(staatliche Gemeinwirtschaft)と云ふのは、この政治的性格を強調したものと謂つて好い。

財政學における政治的性格の意義と内容とは後段述べることとして、先づこの性格を帯びるに至る直接の誘引は之を、強制社會體の經濟的活動といふ財政の本質に求めることが出来る。財政現象は社會的に生産された財貨が強制社會體に流入・流出する過程において現れる。従つて財政活動の主體は強制社會體である。強制社會體を豫定しない財政現象といふものはあり得ない。寧ろ財貨の流動が強制社會體を繞つて行はれるところに、財政それ自體の本質が認められるのである。

市場經濟は交換の機構を通じて行はれる。一財貨の獲得の爲めには、これと等價の他財貨が提供されねばならぬのである。さうしてこの條件が充される限り、財貨の流通は自由に行はれる。従つて市場經濟組織はまた自由經濟

組織といへる。無論この場合の自由はあらゆる條件における自由といふ意味ではない。例へば競争の自由、營利の自由は、殊に現代の市場經濟において甚しく制限せられてゐる。寧ろ拘束經濟、不完全競争、獨占が現代市場經濟の典型的なものとみて好い。併し乍ら拘束の發生原因及び獨占の主體が私的なものである限りは、猶ほこれ等は公的強制を離れた自由經濟組織と謂ひ得る。私經濟内部における拘束、獨占は私經濟の發展、維持を目的とするものであり、従つて私經濟のもつ自由がこの種の拘束、獨占を齎したものと謂ふべきである。故に市場經濟における拘束・獨占は飽くまで私的自由を根基としてゐる。強力なるカルテル助成法の存する場合でも、産業の種類によつて猶ほアウトサイダアの存する所以である。

現代經濟組織には、以上の自由經濟組織に對して、強制經濟組織がある。これが財政を意味することは既に明らかであるが、この財政は強制政治體を經濟活動の主體とする結果、必然的に強制・支配の本質を具有する。強制社會體は超個人的なものであるから、これと私經濟單位との關係は市場經濟におけるが如き交換關係ではない。其は原則として一方的意志のもとに行はれる強制關係である。例へば納稅に應ずると否とは個人の自由ではない。財政の主體は租稅納入の義務を命令し強制するのである。財政現象の起るところ、其處には必ずこの強制性・支配性がつきまとつてゐる。

近世における基本的な社會は國家である。だから國家を主體とする財政現象は今日まで資本主義發展の素地を造るために、また一般經濟活動の彈條となるために、極めて重要な役割を演じて來た。然しこれ等の歴史的意義は

姑く措き、國家が強制社會體の經驗的實體をなすといふ意味で、吾々は財政を國家經濟だと謂つて好い。即ち強制組織の現實形態は國家であり、従つて財政と國家經濟とは現實の經驗對象としては完全に合一してゐる。特に現代においては國家的色彩が強いので、公經濟としての「財政」よりも「國家經濟」の名辭が適當してゐる。單に言葉の代置といふよりも、その内容から言つてさうである(1)。

(1) ヘルヘルム・ライトの "Öffentliche Hand" oder volksbewusste Staatswirtschaft? (Finanzarchiv, N. F. Bd. 4, Heft 2) は國民的自覺の財政が近代財政の顯著な方向であることを明らかにしてゐる。

斯くて財政學の政治的性格は専ら國家の機構を通じて烙印せられる。さうしてこの性格の内容は一に國家の機能に依存する。國家自體の意義・性質は一般國家論によつて説かれるところであるから、今吾々はこの種の一般論には遣入らない。無論國家を如何に解するかといふことが、この場合においても、最も本質的な問題である。だから財政學の政治的性格を究明する過程においてこの點當然に論及されるであらう。唯だ一般論を避け、問題の本質に係はる範圍においてこれを取りあげよう。かくて國家の機能・形態が當面の問題となつて來る。

財政學の經驗的對象としての國家の機能・形態は全社會機構の流動と相關聯して絶えず動いてゐる。例へば歴史的にみても、封建國家と市民國家とは權力の所在及びその意義が異つて居るから、従つて國家の機能も相違する。同じ市民國家内部においても、初期資本主義の國家機能、資本主義發展期の國家機能及び帝國主義下の國家機能とは其れぞれ相違する。かゝる機能の變異は財政の具有する政治的性格の内容を異らしめる。蓋し財政の輪廓は全く

國家の機能によつて決定せられるからである。即ち國家の機能は財政の範圍と形態とを規定し、更に其は様々の財政現象がもつところの政治的性格の内容を決定する。

かくて吾々は財政の主體が國家であるところに財政における政治的性格の具有性を認め、而してこの性格の内容を決定するものは國家の機能であることを識つた。従つて以下國家機能論の變遷を辿ることによつてこの性格の内容を明かにしよう。

## 二

財政と結びつく國家機能の變遷は財政史の分析によつて明らかとなる。即ち國家の機能が財政を制約、規定したのであるから、財政の發達過程を分析すると、自ら財政に關する國家の機能が明瞭となるのである。

従來多くの財政學者が、國家形態の發展を時代の特徴に基いて階段的に説明してゐる。その説くところ、大體(一)封建・身分國家、(二)專制國家、(三)立憲國家の三階梯に區分する。古くはワグナー、シュタインがさうであるし、また近くはレプケの如き、封建主義の時代、絶對主義の時代、自由主義の時代とわけてゐる(1)。更に年代を明らかにするために、ロッツの分類をあげてみよう。

- (一) 古代・アラビア・封建國家(一二五〇年まで)
- (二) 身分國家(一二五〇—一四九二年)
- (三) 專制國家(一四九二—一七八九年)

- (四) 自由主義國家(一七八九年以後)(2)。  
 猶ほシュテューリッヒは次のやうに區分する(3)。
- (一) 封建國家(約一四五〇年まで)
- (二) 身分國家(一四五〇—一六五〇年)
- (三) 絶對國家(一六五〇—一八五〇年)
- (四) 立憲國家(フランスでは一七八九年の大革命以後、南ドイツでは第十九世紀の前四分一期後、プロイセンでは一八四八年以後)
- (五) デモクラシー國家(ドイツではワイマル憲法以後、他國ではそれ以前にはじまる)
- イェヒト、ズルタンも亦他の發展段階を示してゐるが、これについては他の拙稿(4)で説いたから、こゝでは繰り返さぬ。

(1) W. Röpke, Finanzwissenschaft, Ss. 18-19.

(2) W. Loiz, Finanzwissenschaft, II. Aufg., 1929, Ss. 19-75.

(3) O. Sellich, Finanzwissenschaft, I. Ed., S. 54.

(4) イェヒトの發展類型については、「財政社會學の展開」(本誌第三十卷第二號所載)六五—七三頁參照

ズルタンの説明については、「二元的經濟組織論」(本誌第二十九卷第十號所載)一九—二四頁參照

以上擧げた國家形態の類型が國家の機能を決定し、而してこの機能が財政の政治的性格の内容を規定する。然し

こゝで一國家形態と機能とを歴史的に分析展望する必要はない。吾々の目的とするところは、財政學の成立過程において、各時代の國家機能が財政學の學としての體系に作用し、學問内容の中に如何なる政治的性格を包藏して來たかを明らかにすることである。そこで私は財政學の發展過程を分析し、その學問内容に採り容れられた政治的性格を國家の機能と結びつけて考察してみよう。

先づカメラリズムから出發する。

カメラリズムは第十六世紀より第十八世紀に至る獨乙重商主義理論の殘滓である。一般的に謂つて、重商主義は前記の絶對主義のもとにおける財政・經濟政策思想であるから、このカメラリズムも亦當然絶對王制下に生じた財政思想に外ならぬ。カメラリストは政治家であり、同時に財政・經濟學者であつた。従つてその理論は政治・經濟・法律思想の混成物である。この意味においてカメラリズムは極めて強い政治的性格をもつてゐた。

一般重商主義思想が、特に獨乙においてカメラリズムの形態をとつたことについては、特殊の社會史的理由がある。英國及び佛蘭西に於いては、既にこの時代に全國土を政治的・經濟的に結合した統一國家が現れ、全國を一體とした經濟的勢力の向上と政治的地位の伸長とに遭遇して居つた。故に當時の英・佛は植民地獲得による自國の獨立と商業的交通による本國生産品の處分とをその經濟的目的としたのである。然るに獨乙においては、猶ほ中世的都市經濟を反映せる獨自の王侯國家が政治的・經濟的權力の主體であつた。従つてその對外政策も、大國家を背景とする英・佛のそれとは自ら異つてゐた。即ち王侯の政治的勢力の對象は隣接都市の征服併合であり、而して斯る併合領

域における政治的支配の確立と其れに適合する經濟政策の實行とであつた。かゝる經濟政策の歸趣は、英佛先進諸國に於けるやうな海外商業政策ではなくて、自國原始産業の助長、特に農業の保護奨励であつた。このことはカメラリズムに極めて強烈なる絶對主義的主権國家思想を加味せしめ、従つてカメラリズムは行政國家政策としての政治的性格をもつことが劇しかつた。

カメラリズムに於ける政策目的の主體は常に王侯そのものであつた。即ち政策の目的は如何にして斯る王侯の富裕を裕かにするかといふことであつた。王侯の富有は則ち他の有らゆる厚生の源泉である。従つて當時の政策は宮廷經濟(Hofwirtschaft)を核心として展開された(1)。斯くてカメラリズムのもつ政治的性格は宮廷經濟に結びつけられた強烈な行政技術論としての内容をもつてゐる。

(1) 到るところ帝王達は國家財政を自分自身の私經濟と考へてをり、それを勝手に始末しようと思つてゐたのである。ワグナーは謂ふ「アンシャン・レジームの時代を通じて、否更に進んで第十七・八世紀の絶對專制時代においてさへ、ある見地からみれば、現實に喜捨を嘉納する諸層の支配した時代さへも再び凌駕して、獨乙の領地支配の大部分には、專制家長制的な大領主制の特質が猶ほ固着してゐた」。そして大領主制がさうであつたやうに、國家も亦この時代にあつては破産した經濟を行つてゐたのである(Nachinson, Die Staatswirtschaft, S. 20. 阿部氏邦譯二四—二五頁)。

今二三のカメラリストについて其の内容を示さう。

ベッヒャー(Johann Joachim Becher, 1625-1682)に従ふと、「國繁榮の基礎は、國家の機成員たる各人が社會的存在物たることを認識するに在る。人は孤立的存在を離れて社會を求め、人が社會をもつ爲めには、自己以外の

他の者を必要とする。神はこれと與へた。人間生活と動物生活とを區別するものは斯る社會の希求あるのみであつて、この人間社會こそ一切の行政政策、法律秩序の根基である。モムベルトは、この人間社會を第一義とする彼れの見解を、フウゴオ・グロウスの思想と關聯する自然法學的性質のものと謂つてゐる(1)。ベッヒャーによる理想の國家は人口多く自給し得る社會である(2)。人口夥多にして且つ自給し得るためには、扶養源泉としての農業の發展が必要である。茲に彼れの農業保護行政論が現れる。農民階級は第一の且つ最大の階級である。何故ならば商業者の取扱ふ資料、手工業者の加工する原料を提供するからである。農民階級は最必要な階級である。何となれば、農民の勞働なくしては、手工業者は其の加工の對象物をもつことが出來ず、又この農業階級及び手工業階級なくしては、商業取引は行はれ得ないからである。無論商業も亦必要である。蓋し社會の他の階級がこれに依つて生活するから。斯くて彼れは社會における各人が相互に依存することを強調する。社會の各人が相互に必要な物を供給する場合、其れは正しき社會である。従つて、彼れは國家を、人口・資料・社會の三位一體たる人格と結論する。彼れによると、かゝる社會には主権者と臣民とが必要である。主権者は各人が相共に生活し得るやうに、人々をして善き秩序と社會的法規に従はしめねばならぬ。臣民即ち被治者は本質的に市民社會を構成するものである(Societatem civilem essentialiter constitutum)。而してベッヒャーの國家論は、主権者と臣民との家長的關係を説くことによつて神政的要素をもつてゐる。

更に彼れは人口の大部分を構成する三階層——農民、手工業者、商業者の特質を明らかにして、これに對する行

政の規準を説いてゐる。その主潮を辿れば次の如くである。

- (一) この三階層は一個の強力なる統治のもとに服さなければならぬ。
- (二) この三階層に對する政策の目的は彼等人口の増殖である。
- (三) 消費はこの三階層における厚生を中心であり、源泉である。故に政府の行ふ政策の根本目標は消費の増進でなければならぬ。
- (四) 外國品の取引は、國內に於いて同一物の生産され得る場合には、社會を破壊する。斯る商品の取引者は犯罪者として處罰さるべきである。

(五) 此れ等三階層は次の三個の破壊的敵をもつてゐる。第一は人口の妨害 (Monopolium)、第二は生活必需品の制限 (Polypolium)、第三は社會の分割 (Propolium) である (3)。

(1) P. Mombert, Geschichte der Nationalökonomie, S. 162.

(2) 彼れのこの人口の要素の強調は、社會史的にみれば、三十年戦争による人口の大減少に由来してゐる。

(3) 以上の説事は總べて彼れの主著「政治的論策」(Politischer Discurs, 1668)の内容による。

國家の強権力はホルニク (Wilhelm von Horrick, 1638-1712) を以て一層強烈となつてゐる (1)。彼れの理想は一國の經濟的自立であつた。この經濟的富裕によつて、一國の政治的獨立の強化が可能となるからである。かくて彼れは「公經濟における九個の重要規範」を唱道する。

- (一) 土地の完全なる耕作及びその生産能力特に貴金屬の充分なる使用
  - (二) 有らゆる原料の國內における加工
  - (三) 人口の可及的増殖と其の有益なる使益
  - (四) 金銀の死藏並びに輸出の禁止
  - (五) 家内生産物の使用制限
  - (六) 必要なる外國品と國內生産物との交易
  - (七) 原料形態のままの外國品の購入
  - (八) 餘剩國內品の可及的大なる輸出、特に其れと金銀との交易
  - (九) 國內において生産されるもの同一品及びその代用品の輸入禁止
- かくて吾々は、ホルニクにおいて、カメラリズムの極めて濃厚なる重商主義的行政政策の色彩を認めることが出来る。

(1) ロッシヤは謂ふ——「ホルニクの主著『奥國至上論』(Osterreich über alles, 1664)は、一六八〇年より八四年に至る東・西の諸戦争に因つて獨・奥が受けた印象の直接的影響のもとに書かれた。即ちルイ十四世の侵略、土耳其軍の維納攻略は獨・奥にとつて非常なる恐怖であつた。これに對する手段は經濟的準備によつて自國の富有を圖することであつた」

(W. Roscher, Geschichte der Nationalökonomie in Deutschland, S. 280)。

以上の舊カメラリスト思想の樞軸は、封建的家權の自立を目的とした強烈な行政論策であつた。然るに第十八世紀の新カメラリストは、財政現象における因果關係の探究に依つてその體系を成就し、且つ科學的素材の確立によつて一個の固有な學理を構成せんとした。即ちカメラリズムは十八世紀に這入ると、行政技術論を財政思想の科學的體系に織り込んだのである。かくてこのカメラリズムのもつ政治的性格は、稍々王侯の私的私計から離れた國民經濟的基礎をもちつゝあつた。謂はゞ宮廷經濟を核心とする封建的性格が次第に高揚せられて、近代的國民政治の性格に移行しはじめたのである。

新カメラリスト、ユスチについて述べよう(1)。彼れは經濟及び社會に對する國家——當時の國家は猶ほ身分國家である——の優越性を説いてゐる。曰く「最高權力の確立は、究極目的それ自體、社會的幸福に到達するために、國家の全財産並びに能力を使益することに在る。何故ならば、若し最高權力が専ら法律命令、刑罰等から成り立つべきであるとするならば、其は甚しく狭小なるものとなるであらうから。併し乍ら、國家の財産及び權力に屬するものは、單に國內に存する有らゆる種類の財貨——動産不動産を問はず——のみならず、國內に居住する人の總べての能力、人それ自體を含む。従つて一切の物の理性的使用及びそれに對する權能が最高權力である」。かくて彼れにおける行政國家(Polizeystaat)としての機能は極めて廣汎なものとなつてゐる。今政策の内容を具體的に示すと、彼も亦、他のカメラリストと等しく、人口の増殖を最も重視してゐる。人口の増加は生活資料の増加を必要とする。斯くして、農業及び手工業の發展が必要となる。また彼れは貨幣を以て國富のシムボル、政治力の經濟的表現と觀

た。而してモンテスキウによつて定式づけられた數量説はユスチも亦これを認めてゐる。猶ほ彼れが一國の經濟的自立を理想としたことは他のカメラリストと等しいが、特に彼れは商業的擴大よりも産業の集中的統制に傾き、領地及び特權收入を重じ、租税の實施よりも産業の發展を強調した。蓋し彼れに従へば、産業の發展は物價の一般的及び永續的騰貴を導くが、産業に對する租税の實施によつては、單なるその一部の騰貴を生ずるにすぎないからである。

(1) ゼッケンドルフをアダム・スミスに譬へたスモオルは、ユスチをカメラリズムにおけるジョン・ステュアート・ミルと謂つてゐる(Small, The cameralists, 1909, p. 285)。ミルは英國正統學派の隆昌と完結と行詰りとを躬を以て示したのであるが、ユスチはカメラリズム運動において、これと同じ地位を占めるものである。

カメラリズムは絶対王制下に生じた財政思想であるが、その中心内容は略々以上説明した如くである(1)。即ち專制國家を中軸として構成された財政學は封建的行政國家のもつ政治的性格を具有した。この性格は專制國家を温床として生じたものであり、従つて專制國家の崩壊と同時に、財政學のもつ斯くの如き政治的性格も必然的に消滅した。

(1) カメラリズム一般については次の如き諸著がある。

Small, The cameralists, 1909.

Nielsen, Die Entstehung der deutschen Kameralwissenschaft im 17. Jahrhundert, 1911.

Zielenziger, Die alten deutschen Kameralisten, 1914.

Sommer, Die österreichischen Kameralisten, 1920 u. 1925.



## 三

絶対主義は英・佛に於いては既に早く揚棄せられ、自由主義がこれに代つた。特に英國においては、この自由主義は第十八世紀に支配的思想となり、第十九世紀には一般立憲國家の基調となつた。素々封建制度に對する市民社會の鬭争の哲學として生れた自由主義は、封建的拘束の打破、自由なる經濟活動の確保を目的とするものである。即ち經濟的自由主義は資本の自由なる活動を要求し、この要求は政治的自由の要求と合して議會政治と租税の承諾權とを成立せしめた。而してこの要求は英國に於いて自然且つ最も典型的な結實を遂げた。

自由主義下における國家の機能は、自由競争を保證し、單に法治國家としての機能を達成することに限られた。この場合、資本主義發展の要素は國家權力の壓縮に在つた。換言すれば、この時代における國家活動の主要目的は、個人資本の活動力が全幅の作用を發揮するための、社會的秩序の維持であつた。國家の機能が斯くの如くであるとすれば、財政は自ら局限せられる。自由主義國家下における財政は常に消極的・消費的意義に解せられ、「最も安價なる國家は最良の國家」とされる。かくてこの財政思想は前記の國家機能を遂行するだけの極めて稀薄なる政治的性格をもつにすぎない。今二三の論者について、自由主義財政思想における政治的性格の内容をみよう。

「自然的自由の主義」に基いて財政學を説いたものにアダム・スミスがある。嚮に述べたやうに、國家機能論が財政論の根幹をなすのであるから、先づこの點から述べよう。

スミスが求めるのは一切の保護制限の方策を一掃することである。之を一掃すれば、「明白にして簡單なる自然的自由の主義」が自らにして確立される。「自然的自由の主義」とは何か。苟も「正義の法を侵さざる限り」各人をして恣に其の自己の利益を追求し、自己の勞働と資本とを他人の其れと競争せしめる主義である。而してスミスに従へば、社會を構成する各個人が自然に依つて與へられたる性向——彼れの生活を改善せんとする努力又は自利心——に従つて活動し、他の同じく自由なる活動を妨げざる限り、其は又全社會の利益を増進するのである。各人が自己の狀態を改善せんとする自然的努力は、自由と安全とを以てこれを行ふことが許されてゐる場合には甚だ有力なる原理であつて、弧りこれのみで何等の助力なくとも、常に社會を富有と繁榮とに導き得るのみならず、また愚劣なる人爲の法律によつて其の作用を余りに屢々妨げる障礙に打ち克つことが出来る。獎勵または制限の制度が完全に一掃せらるれば、自然的自由の制度が樹立せられるのである(1)。

(1) Adam Smith, *Wealth of Nations*, Cannan's edition, vol. II, pp. 154-155.

スミスは斯る自由主義社會觀に基き、國家の機能を次の三點に限つた。「自然的自由の制度に由れば、君主は唯だ三個の任務を有するに過ぎぬ。この任務は重大であるけれども、通常の理智を有する者には簡単に理解せられる。即ち第一は社會を他の獨立せる社會の暴力と侵略とから防護するの義務、第二は出來得る限り社會の各員を社會の他の各員の不正義又は壓迫から保護すべき義務、換言すれば、正義の嚴密なる行政を確立するの義務、而して第三はその設立維持が個人又は少數の個人の利益たることを得ないある種の公共事業及びある種の公共施設(道路・橋梁・運河・學校其の他)を設立し維持するの義務である」。此れ等を果たすには經費を要する。經費を支辨するには收入が

なければならぬ。かゝる経費及び収入調達の問題が財政論を構成するのである。吾々はスミスの経費、歳入、公債の諸論に這入る必要はないであらう。當面の問題としてスミスの國家機能を識れば、彼れの財政思想における政治的性格の内容は既に明らかだからである(一)。

(1) リカードにおいては、自由主義社會觀は少くとも次の如き形態で現れてゐる——「完全なる自由交易の制度のもとに於いては、各國は自然皆な其の資本と勞働とを自由に最も有利なるが如き用途に捧げる。此の個人的利益の追求がよく全體の全般的福祉と結び付けられて居ることは驚嘆すべきものである。勤勉を刺戟することに依つて、それは勞働を最も有效最も經濟的に分配すると同時に、一般的生産額を増加せしめることに依つて一般の福利を普及せしめ、利害と交通との一條の共同紐帯を以て全文明世界を通じて諸國民を一個の普遍的社會に結合せしむるものである」(Principles of Political Economy and Taxation. McCulloch's edition, pp. 75-76 小泉博士譯「經濟學及課税之原理」(岩波文庫一八八頁)。従つて彼れの財政論には、「苟も租税にして蓄積の力を減殺する傾きのないものはない」、「公債は死亡資本である」云々の文字がある。ジイ・バニ・セイも亦國家経費の消費的性質を説いて次の如く謂ふ——「總べての公的消費は、それ自ら一個の欲望の満足より公衆に生ずる利益以外には、何等の報償をも有せざる犠牲たり害悪たるを以て、善良なる行政は決して支出せむがために支出することなく、また一個の欲望満足より公衆に生ずべき利益が此の爲めに公衆の供せざるべからざりし犠牲の程度を必ず超過するが如くならしむるものである」(増井博士譯「經濟學」下卷三九〇頁)。また謂ふ——「最もよく治められつゝある國とは、市民の各階級が公的消費より享くる利益に比例して其の費用を負担しつゝある國である」(前掲書四四八頁)。

國家機能の制限を最も明瞭に説いた者はサー・ヘンリー・パーネル(Sir Henry Parnell)であつた。彼れは「一八三〇年の著『財政改革』(On Financial Reform)において、國家機能と結びつく財政の消極性を強調してゐる。彼れの所論はヘンリー・カッタア・アダムスによると、次の三點に歸着するといふ。第一に、他の如何なる方法によつても達成することの出来ないある公共目的の爲めを除いては、経費支出を許さぬ。第二に、社會的秩序の維持及び外敵に對する防護の爲めに、絶對的に必要なる額以上に生じた経費は浪費である。第三に、國家は人々の欲望充足の手段を人々から略奪するが如き経費額を決定してはならぬ(一)。

(1) H. C. Adams, The Science of Finance, pp. 49-51.

スミスよりパーネルの時代に及んで自由主義は成熟期に達した。無論この思想の成熟は産業資本の發展と結びつけて考へられねばならぬ。本來、絶對專制を崩壊せしめたのは産業資本の發展であつた。即ち絶對專制の社會機構が擴大し行く産業資本によつて狹隘を告げたとき、この制度は崩壊した。而してこの産業資本は、國家の活動及び支配において、自己に自由を與ふべきことを要求した。この要求はいよいよ充されることとなつた。「イギリスにおける産業資本の勝利は選舉改正が遂行せられた一八三二年に始まる。だが然し、工業資本がその利害の決定的な政策を遂行したのは、更に遅れて四十年代に始まり、グラッドストーンの治下で有力となつた」(一)。産業資本が國家機構を改變して國家の自由主義的構成を達成するためには、政治的權力を掌握しなければならなかつた。さうしてこの目的を達するために政治的自由主義が號された。こゝに經濟的自由主義と政治的自由主義との合一がある。政治的自由を通じて得た力を以て、産業資本階級は、その力を自負して、國家にたゞ自由放任をもつて臨むべき

ことを求めた。國家は私人の創意を妨げないやうに、その活動を出來得る限り制限しなければならぬ。然し國家はまた蓄積過程を阻害せぬやうに節約した經濟を行はねばならぬ。軍事費でさへも一定の限界が置かれたのである(2)。

(1) Nachinson, Die Staatswirtschaft, S. 13. (前掲邦譯一六頁)

(2) Ders., Ebenda, S. 20. (邦譯二五一二六頁)

國家機能は自由主義下において斯くの如くに壓縮せられた。國家の活動は、必要なる害惡視されたのである。従つてこの活動の中軸とする財政も自ら極めて消極的・否定的意義をもつにすぎなくなつた。併し乍ら、このことは決して財政のもつ政治的性格の窒息を意味するのではない。否寧ろ、この輪廓、この根幹において、財政は極めて鮮明なる政治的自由主義の性格を帯びたのである。

自由主義の必然的な論理上の發展として民主主義が生起する。民主主義は決して自由主義から引き離して考へられてはならない。其は資本主義の發展過程において生ずる自由主義の一形態であるから。而して自由主義のもつ社會原理は總べて民主主義の中に包攝せられるのである。然し政治的の種類、政治意志の構成内容から謂ふと、民主主義は前述したやうな向上資本主義時代の自由主義とは異つてゐる。即ち民主主義において、政治意志は強化し、従つて國家の機能は複雑化した。自由主義より民主主義への發展の經濟的理由は姑く措くとして、この複雑化した國家の活動は一應社會的目的の充足に向つたと謂つて好い。だから、第十八世紀中葉より第十九世紀中葉に至

る間を經濟的自由主義の時代といつたブランドは、第十九世紀中葉以後を社會的時代(soziale Periode)と呼んでゐる(1)。この社會的時代といふのは、國家が資本主義發展に伴ふ社會的弊害を除去する目的で社會政策的活動を行ふ時代を意味する。従つてこの社會的といふ言葉は社會政策的といふ意味である。社會政策論者は無論資本主義是認の立場にたつてゐる。唯だ彼れ等は資本主義における無制限なる自由競争、階級對立の激化より生ずる摩擦を、社會的立場より國家の政策的活動によつて除去せんとするものである。かくて民主主義下における國家の機能は社會政策的機能と謂へる。この社會政策的機能を積極的に認識し、それに基づいて財政學を説いた者はアドルフ・ワグナーであつた。故にワグナーの財政思想を分析すれば、民主主義下における財政學が如何なる内容の政治的性格をもつかが明らかになる。

(1) J. Brandt, Die wirtschaftliche Betätigung der öffentlichen Hand, S. 23.

いまワグナーの財政思想を分析する前に、かゝる國家機能變化の經濟的原因を述べておかう。この經濟的原因は、一言にしていへば、資本の蓄積過程の進行である。即ち資本が漸次蓄積せられて巨大なる資本が現れると、この資本は政治意志の強化を要求する。さうして自由競争によつて膨れ上つた資本は、資本主義の此の段階において専ら國家權力に依頼して來る。たゞに階級對立の激化による社會機構の變化によるのみでなく、更に各國資本の擴大が齎らす國際經濟戰の激化に基くのである。資本の國際的競争が劇しくなると、この集積資本は強力なる國家を要求する。近世資本主義の特性たる金融資本を分析したヒルフェディングはこの點について次の如く述べてゐる。

「金融資本は國家を、即ち其の關稅政策により金融資本のために内地市場を確保し且つ外國市場の征服を容易ならしむべき國家を必要とする。それは一個の政治的に有力なる國家を、すなはち自己の貿易政策遂行に際し、諸外國の利益の對抗などに顧慮する必要なからしむべき有力なる國家を必要とする。それは結局において、一つの強き國家を、即ち其の金融的利益を外國に及ぼし、その政治的權力を振るつて、弱小諸國に對し有利なる供給條約や通商條約を強調するところの強き國家を要求する。その要求する國家、それは世界の到る處において干渉することが出来、もつて全世界を自國金融資本のための投資部面に變じ得る國家である。金融資本は、最後に、膨脹政策を遂行し新植民地を自國に合體し得るほど強い一國家を必要とする。自由主義は國家權力の反對者であつた。換言すれば自由主義は、貴族階級や官僚階級に對し國家の權力手段を出来るだけ小範圍において認めることにより彼等の古き權力に對抗して、自己の支配を確保しやうとしたのである。が併し、いまや此の權力政策は何等の制限もなく金融資本の要求するところとなる」(1)。

かくてカルテル化した資本の欲するところは、國家がこの資本を扶助し、更に進んで直接これに奉仕し、そのために國內市場を保證し、外國市場を征服すべき任務である(2)。

(1) R. Hilferding, Das Finanzkapital, II. Aufh., S. 455. 林要氏譯「金融資本論」(改造文庫)六五〇—五二一頁

(2) Nachinson, a. a. O., S. 14. 前掲邦譯一七頁

## 四

自由主義國家觀に至るまでの財政思想は、少くとも財政學の構成において、その政治的性格を自覺して居らなかつた。其は唯だ強制社會體を主體とする財政の本質上、必然的にこの政治的性格を帯びて居つたのである。さうしてこの性格は、例へばバーネルの如き極端なる自由主義においては、甚だ影薄きものであつた。僅かにラッサアルの謂ふ夜警的國家の機能の上に織り出された性格にすぎなかつた。

然るにワグナーの財政學はこの政治的性格の自覺をもつて構成されてゐる。この自覺は無論政治力の強化となつて現れる。而してこの強化の經濟的原因については、あらずし前述した。そこで本筋に立ち歸つて、ワグナーにおける財政學の政治的性格を分析しよう。

ワグナーにおける財政思想の特徴は、財政學の根據に社會政策の理論を導入したことに在る。彼れは社會政策を遂行すべき國家活動を要求した。國家の機能は、自由主義者の要請するが如く、個人の人格を保障し、生命財産の安固をはかることに限定されてはならぬ。國家は更に進んで所謂「社會的」機能を遂行しなければならぬ。彼れの思想が「自由國家」(Liberalstaat)より「社會國家」(Sozialstaat)への展開と見做されるのはこの點である。

いまワグナーの財政思想を分析する前に、彼の有名な三つの經濟組織原理をあげておかう。彼れは個人主義的原理、共同經濟的原理及び慈善的原理の三原理を説き、この三原理に基いて三つの經濟組織を區別した(1)。彼れに従へば、個人經濟組織は、各人の經濟的利益への努力、經濟原則の最も嚴密なる實現に基く。従つてこの場合、規定の原理は最小の費用を以て最大の効果をあげる經濟の原則であり、自由競争であり、自由契約の法律形式である。

而して共同的利益における目的設定より共同經濟の原理が生ずる。この原理に基く共同經濟組織においては、財貨の生産・消費・生産収益の分配、費用の充足等が總べて社會目的に應じて行はれる。この經濟組織は、共同社會による欲望の合目的な充足と、自由經濟組織の中に生ずる社會的不正に對する矯正手段の必要とに基いて存立する。更に慈善的原理は經濟的領域における道德的行爲の内的規定力を基礎とする。是は少くとも、その理想型においては、一切の利己的動機に打ち克つものである。前述した二個の經濟組織によつて充されない間隙がこの慈善的經濟組織によつて充足される。

上述した共同經濟組織は、ワグナーによると、二つの構成をもつて現れる。一は自由意志的な契約締結によつて生ずる自由共同經濟であり、他は權力共同體により、強制的に構成せられる強制共同經濟である。財政はこの權力體を核心とする共同經濟に外ならぬ。即ち彼れは強制共同經濟體たる公共體がその職分を盡すために必要な財貨(就中貨幣)を取得し且つ之を使用する爲めに營むところの經濟を財政と謂つてゐる(2)。だから共同經濟としての財政は既に當初からその本質において社會的目的の遂行を任務とする。この任務遂行の爲めの國家活動が前述の所謂「社會國家」の機能を決定し、これがワグナー財政學における特殊の政治的性格を構成してゐる。而して彼れの財政學がこの社會政策的機能の遂行を豫定して構成されてゐるところに、財政學のもつ政治的性格の自覺がある。

(1) Ad. Wagner, Grundlegung der politischen Ökonomie, I. 3. Aufl., S. 772, 773.

(2) Ders., Finanzwissenschaft, III. Aufl. I. T. S. 78.

この自覺は、嚮にも述べたやうに、國家機能の擴大でふ現實的事象に基くものである。國家機能の擴大は直ちに財政現象の擴大を意味する。蓋し機能遂行の爲めには經費を必要とするからである。經費膨脹の現象と其の結果より生ずる國民負擔の重壓は、多く財政學者の注意を惹いてゐるが、この現象の法則化は既にワグナーの述べたところである。即ち謂ふ——「種々なる國、種々なる時代の包括的比較は、吾々の問題とする進歩的國民においては、中央並びに地方兩政府の活動が規則的に増大するといふことを示してゐる。斯る増大はエキステンシヴであり、またインテンシヴである。即ち中央及び地方政府は絶えず新しい機能を企てると同時に、また新舊兩機能を一層有効に、一層完全に遂行する。斯くて、國民の經濟的要求は、更に廣汎に、更に満足に、中央及び地方政府によつて充足せられる。この明確なる證明は、中央及び地方政治單位における必要増加を示す統計において見出されるのである」(1)と。

(1) Ad. Wagner, Grundlegung, III. Aufl. I. T. S. 893.

斯くてワグナーにおいては、經費膨脹の現象は社會發展に伴ふ必然的な財政現象である。何故ならば、國家の活動は社會發展の過程において、必然的に擴大し、其はとりも直さず經費の膨脹を招來するからである。従つて所謂「經費膨脹の原則」は之を「國家行爲擴大の原則」と謂へば一層根本的である。確かにワグナーは國家行爲擴大の原則を説いた。謂ふ——「歴史的にみても、統計的にみても、國民經濟及び文化の發展に伴ひ、公的活動若しくは國家活動は明らかに擴大する傾向がある。この擴大は極めて規則的であり且つ明らかにその内的原因及び條件に還元せら

れるので、これを一個の法則といふことが出来る(1)と。ワグナーは彼れの時代にこの法則の實現を見た。さうしてこのことから「新しき社會的時代」(eine neue soziale Epoche)の確信を得たのである。

(1) Ad. Wagner, Staat (H. St. W.) 734.

社會的時代に應ずる國家は社會國家である。この社會國家を中軸とする財政は、前述したやうに社會政策的目的を具有する。而してこの政策思想は彼れの租稅論において最も鮮明に現れて居る。即ち租稅は國家による財の強制獲得であるから、彼れはこれを個人主義社會における財産及び分配の不公平を矯正する社會政策の手段に利用する。ワグナーによれば、租稅はこれを以て支出を辨ずるところの純財政的目的の外に、猶ほ國民所得の分配、個人所得消費の統制、一般に富の分配を公正の概念に従つて改變するを目的とするところの社會政策的目的をもつものである。彼れはこの點を次の如く謂つてゐる——「これを財政上の意義より云へば、租稅とは、公共團體の事務施設に對する一般的報償として、一般的の原則と標準とにより、公共團體が一方的に定むるところの方法を以て、またその一方的に定むる額において、公共團體がその財政上の必要を充たす爲めに、その主權に基いて強制的に個人より徵收するところの賦課物である。又これを社會政策上の意義より云へば、租稅とは財政上の必要を充たすと同時に、若しくは財政上の必要の有無に拘らず、國民所得の分配並びに國民財産の分配を規し、また個人所得並びに個人財産の消費を律するの目的を以て徵收するところの賦課物である」(1)。

(1) Ad. Wagner, Finanzwissenschaft, II. Aufl., II. T. S. 21. 瀧本美夫解説「ワグナー氏財政學」下卷三九三頁

ワグナーはこの政策論を猶ほ處々に述べてゐる、例へば、彼れは租稅原則論中、第二の國民經濟上の原則のところで稅源論を説き、こゝで純財政的見地と社會政策的見地とを區別する。彼れに従へば、稅源は先づ國民經濟的見地から看れば、常に國民所得におかれねばならぬ。蓋し稅源が國民財産におかれるならば、常に國民資本の減少を招來して、遂には稅源の涸竭となるであらうから。併し乍ら社會政策的見地から謂へば、資本も亦所得と同様稅源たり得る。即ち社會政策的目的を達する爲めには、財産・資本に課稅することは正當である。唯だ財産課稅は財産の起源、財産の目的、租稅(財産課稅)収益の使用目的に準據して考察されねばならぬ。例へば偶然によつて得られた財産、使用財産に非らざる資本、下層民の利益を圖りその他國家的または經濟的改良事業に投ぜられる課稅収益については、社會政策的見地から財産課稅が要求せられる(1)。

また彼れは公正の諸原則を説くところで、社會政策的目的を述べてゐる。彼れによると、純財政的・個人主義的見地から謂へば、課稅の一般性といふことは、所得の大小、不勞所得・勤勞所得を問はず、各人一般に租稅義務を負ふことを意味する。従つて生活最小費免稅と謂ふこともあり得ない。同時に、課稅の平等性は所得に對する嚴密な比例配分を意味することになつて、累進配分は無根據となる。併し乍ら、社會政策的見地からすれば、以上のやうな課稅の一般性・平等性は當然修正せられねばならぬ。即ち社會政策的の一般性からいへば、小所得・勞働所得の租稅よりの開放、生活最小費の免稅等の社會的要求が充されねばならぬ。また平等性も、比例配分ではなくて累進配分を意味し、特に不勞所得に對する重課が要求せられる(2)。

(1) Ad. Wagner, Finanzwissenschaft, II. Auf., II. T., Ss. 314-332.

(2) Ders., Ebenda, Ss. 372-459.

このやうなワグナーの財政思想には既に當初から様々の批判があつた。シュタイン、シェフレ、コーン、マイヤー等各々自己の立場からこれを批判してゐる。然し今吾々はワグナー財政學の當否を論じてゐるのではない。當面の問題として、吾々は財政學の本質上具有する政治的性格がワグナーにおいて社會政策の内容を以て現れたことを知悉すれば充分である。自由主義者に於ける財政學は、壓縮された國家機能に基き、極めて稀薄なる政治的性格を帯びたが、ワグナーにおいては、その政治的性格は積極的に自覺されると共に、國家活動擴大の認識に基いて、其は社會政策的内容を獲得した。即ち財政學のもつ政治的性格はワグナーにおいて國家の能動的な政策活動となつて現れてゐるのである。近時アンドレエはシュパンの普遍主義に基いて國家の強力なる政治活動を核心とした財政學を説いてゐる。財政學は彼れにおいて全體主義社會實現の爲めの強烈なる政治的性格を刻印せられてゐる(1)。

(1) 拙稿「普遍主義の財政學」(本誌第二十九卷第四號所載)參照

## 五

以上私は財政學の擔ふ政治的性格を絶對主義、自由主義、社會政策論について述べた。絶對主義、自由主義下においては、財政學の政治的性格は自覺せられて居つた譯でなく、唯だ財政の本質上、論述の過程に於いてそれぞれ特有の性格が現れたのである。然るに政策論の財政學は、その政治的性格を自覺し、さうすることによつて之に社

會政策の内容を盛つた。政治的性格は表面に押し進められて、財政學全般を規定する重要な素因となつたのである。併し乍ら以上の諸論は財政と政治との關聯を基本的に分析したのではなく、従つて財政學の政治的性格に關する科學的究明を欠いてゐる。政策論の財政學にしても、唯だこの政治的性格を自覺して之を強化したといふだけであつて、性格それ自體を政治、財政、經濟の本質的關聯にまで掘り下げて居らぬ。このやうな財政の所謂政治社會學的理論を説いた者にゴールドシャイドがある。ゴールドシャイドは財政の本質を綜合的經濟意志の政治的表現形態に認める。従つて財政現象は政治的要因によつて決定せられた經濟現象として理解されねばならぬ。財政學の最も重要な主題は公的經濟と國家との關係の研究である。從來財政學と國家論との關聯は全く輕視されて來た。而して國家の機能は主として公的家計の機構によつて方向づけられ、豫算は同時にあらゆるイデオロギーの粉飾を脱ぎ棄てた國家の骨組みであることが充分に理解されなかつた。彼れによると、財政學と國家學とを打つて一丸とした究明を欠いたために、財政學の正しい理解が生れなかつたのである。故に財政學は政治の主體たる國家の分析を基礎としなければならぬ。また同時に、財政を國家論の中心とし、而して財政史の中に、國家史に對するのみならず、更に國家の機構及び機能の研究に對する進路を求めねばならぬ。こゝに財政學の基礎的改造が行はれるであらうと謂つてゐる。即ちゴールドシャイドは財政と政治との内的關聯を説くことによつて財政學の新しい方向(財政社會學)を規定した。斯る財政社會學を更に展開したズルタンも亦、國家と經濟との統合を説く。彼れに従へば、今日政治的モメントを無視した經濟理論を説くことは不可能である。このことは財政理論において一層甚だしい。政治的モメントは最

早や理論の構造上必然的なものである。故にかゝるモメントを無視する一切の理論は正しくない。かくて彼れは、財政學の課題は其が政治的モメントの構造的・體系的顧慮の普遍的・理論的任務を果たすために適當なる進路をそれ自身において提示することだと謂つてゐる。ゴールドシャイド及びズルタン等については、私は他の機會に稍々詳細に説いたことがあるのでこゝでは省略する(1)。

(1) ゴールドシャイドについては拙稿「財政學の社會理論」(本誌第二十八卷第二號所載)、ズルタンについては「財政社會學の展開」(第三十卷第二號所載)参照

財政を總べて支配階級の政治的勢力から説く者にロリアがある。彼れは階級國家觀に基き、支配階級が自己の利益の爲めに政治的權力によつて財政を決定すると説いてゐる。この種の理論が一般に搾取説と稱せられるのは、財政を以て支配階級の搾取制度だと看るからである。階級國家觀に基く財政學は總べてこの搾取説に歸着すると謂つて好い。この場合、財政學のもつ政治的性格は搾取・掠奪の機能をもつて現れるからである。吾々はその典型的な理論をロリアの財政思想に見出すことが出来る。

ロリアによると、「財政學は總べての社會科學中、歴史的研究と實證的方法とによつて根底から再生されることの最も尠かつた部門である」(1)。從來財政學は古き法理論に固着し、また無内容な絶對正義の法則から演繹された。これを基本的な經濟關係から考察することは殆どなかつたのである。かくて彼れは財政制度の中に政治的權力の存在を認め、之を經濟組織一般との關聯から説いてゐる。財政を經濟的基本關係からみると、これを通じて行はれる

支配階級の自利の爲めの政治權力利用が明らかになる。權力を有する特權階級が自利の爲めにその權力を利用するといふことは、國家の活動を檢討すれば、容易に理解される。吾々は政治的權力の作用を財政制度の中に觀察するとき、國家の有機的組織と其が専ら經濟的に有力なる階級に從屬することを明らかにすることが出来る。かくて有らゆる時代において、支配階級は租税の全部若しくは大部分を隷屬階級に負擔せしめたのである(2)。

(1) A. Loria, Les bases économiques de la constitution sociale, 2me édition, p. 263. (邦譯あり「社會の經濟的基礎」文明協會刊行)

(2) A. Loria, Ibid., pp. 224-225.

搾取説に基いて財政を説くためには、歴史的、現實的實證を必要とする。ロリアは無論これを説いてゐる。

支配階級が隷屬階級を收奪した事實は然かく簡單ではない。歴史的發展の過程において種々なる様相を呈したのである。ロリアは近代に至るまでを四期に區別して、租税負擔の歸着點を次の如く説明する。——「中世初期においては、市民階級は貧困であつたから、地主に直接税を課することが通例であつた。第二期には、封建階級は租税を免除せられ、また市民階級はまだ裕福でなく、従つてこれに總べての租税を負擔させることは不可能であつたから間接税が一般に行はれた。第三期においては、封建階級は全く租税を免れるだけの權力を有し、市民階級の富は増大して財政的負擔に堪へ得ることとなつたので、市民階級に直接税を分散した。第四期に至つて、市民階級は勢力を得、貧困階級に課税し得る余地が出来たため、労働者に再び間接税を課すこととなつたが、爾後勞銀は最小限度



に低落したので、再度直接税が通例となつた(1)と。以上の租税現象は何故に政治的支配階級に有利であるか。ロリアはこの點を稍々詳細に説述してゐるが、茲では問題の中心點を明らかにするだけの大意に停めておかう。

(1) A. Loria, *Ibid.*, pp. 242-243.

支配階級收奪の現象は羅馬經濟の初期に於いては顯著でなかつた。素より當時の政治的主權は所有者階級の掌握するところであつたが、隸屬階級の収入が一切の租税負擔に耐ゆるだけに至つて居なかつたので、所有者階級は租税を他の階級に負擔せしめることが出来なかつたのである。封建初期において、市民階級の収入は猶ほ僅少で國家に必要な租税の重荷に堪へることが出来ず、従つて租税の全部、若しくは少くともその一部は土地所有者の負擔とならざるを得なかつた。續いて市民階級の収入が増加し、明らかに納税に堪へ得ることとなるや、封建階級は直ちに自己の免税を唱へた。然し市民階級は自己のみにて猶ほ租税の全部を負擔することが出来なかつたから、封建階級は間接税の組織を導入して、市民階級の供給し得ざる租税額を充たす外なかつた。其の後第十四世紀に至るに及んで、市民階級の富は増大し、租税全部を負擔し得ることとなつた。かくて公的支出の全體は之を市民及び農民階級の貢納によつて充たすことが出来た。従つて小所有者に課した租税は今やその小所有を破壊する極めて有力なる手段となり、苛酷なる負擔が農奴及び耕作人に課せられた。ポアギューベールは當時の悲惨なる状態を次の如く謂つてゐる。——「富者は租税を貧者に移して、その配分の不正を行ふ端をひらき、その爲め貧者はその僅かの所有物を賣却するの要に迫られた(1)と。

(1) Boiguillebert, *Départ de la France*, éd. Daire, p. 179.

勞銀經濟においては、支配階級制壓の形態は甚しく變じたが、この事情の本質は依然として變つて居らぬ。資本の巧妙なる作用によつて、ブルジョワジイは租税を貧困階級に負擔せしめたのである。近代資本家階級は普遍的な法律の平等を宣言するので、法律の手段によつて免税を確保することは出来ない。そこで原則として比例課税を主張する。併し乍ら勞銀經濟の初期においては、資本家は富豪に有利なるが如き税率を樹立した。例へば第十八世紀英國において、相続税及び印紙税は富の増加に従つて益々弱率となり、遂には財産の價值がある程度に達すると零になつてゐる。猶ほブルジョワジイは直接に免税を得ることが出来なくなつたとき、様々な間接手段によつてその目的を達する。先づ納税の根據を詐稱し得る申告の制度によつて、富者に對する税額を限定することが出来る。猶ほある國においては、ブルジョワジイは流動並びに産業資本に對する課税を困難ならしめることによつて、資本家の富の大部分に對する課税を長らく放棄せしめた。その結果、投下資本、特に土地資本の収益に對する租税は消費者の負擔となつた。蓋し其は利潤の特殊な形態に落ちて、購買者の負擔となつたからである。この時代に、直接税それ自體も、特に貧困消費者の負擔となる間接税となつた。この間接税の組織的、一般的導入は、ブルジョワジイの經濟的、政治的勝利と一致する。即ち英國においては議會におけるブルジョワジイの勢力によつて、第十八世紀中間接税が行はれ、第十九世紀の初頭までつゞいた。佛國においては、間接税は第十八世紀中行はれ、大革命によつて無理に廢止され、富者のみの負擔となる財政制度が樹立された。併し乍らこの制度變更は國家構成の變化の所産

にすぎず、政治的支配が人民に移つたために生じたのである。だからブルジョワジーが再び政權をとると、直ちに間接税を復興した。然かも猶ほ政府は累進税を維持した爲め、間もなくブルジョワジーに嫌はれ、遂に轉覆せられた。さうしてその後純然たる資本家的財政が確立せられたのである。かくてブルジョワジーは消費税によつて財政負擔の大部分を貧者に負はしめる。多く所有する者には猶ほ與へられ、尠く所有する者からはその僅かな所有物が取りあげられるのである(1)。

(1) A. Loria, Ibid, pp. 225-227.

更にロリアは以上の事實を資本主義經濟の分析によつて基礎づけてゐる。即ち資本主義經濟は、その發展の過程において、常に勞銀を最小に引き下げやうとする。従つて絶えず租稅負擔を勞働者階級に轉嫁するのである。加之、負擔の大部分を小所有者及び獨立の工匠に負はしめる。蓋しこれ等の階級を勞働者に轉落せしめて勞働人口を増加し、さうすることによつて勞銀の騰貴を防ぐからである。かくして資本家階級はその利潤を維持することが出来る。所謂つてゐる。小所有者に直接税を課することが出来ず、また勞働に苛酷なる間接税を課することが却つて不利である場合には、資本家階級は利潤課税を承認する。然しこれは決して支配階級收奪の理論と矛盾するものではない。寧ろ利潤課税は資本家に有利なるのみならず、又その存続上必要である。蓋し生産資本が過度に蓄積せられると勞働需要が強烈となり、その必然の結果として勞銀が騰貴する。勞銀の騰貴を防ぐためにはかゝる資本の蓄積を阻止するより外にない。資本の蓄積を抑へるためには、利潤課税によつて利潤の率を引き下げるに如かないからである。

即ち資本家階級が自ら課税に應ずるのは其の實、利潤を維持せんがためである。更にこの種の課税は資本の過度なる蓄積を阻して恐慌の危険を防遏する。かくて特に小資本家に重税を課すことは利潤の安全・存続の上からいつて必要であつた。ロリアは斯くの如き資本主義の時代を「組織の時代」と謂つてゐる(1)。

(1) A. Loria, Ibid, pp. 237-245.

資本主義經濟の「自働的時代」に這入ると、累進税が大資本にとつて有利となつて来る。何故ならば、比例説は小資本の利潤を低下せしめ、これを不生産資本に變ずる。その結果は恐慌を誘發して大資本に損害を與へるからである。比例税に代へるに累進税を以てするのは、大資本の利益擁護のためだと彼れは説いてゐる。而して所得に對する課税は地代又は利潤の孰れかに落ちる。こゝに地代と利潤との衝突が起る。土地所有者が政治的に有力であつた場合には、斯る租税の大部分は工業收入の負擔に歸した。然るに工業資本家の權力は増大して次第に地主を壓倒するに至り、その結果、租稅負擔の大部分を地主に移した。例へば英國所得税法において、同國工業資本家の勢力興隆するに従つて、次第に租稅配分を左右する權力を把握し、結局地主に高率の租税を課すこととなつたのである(1)。

(1) A. Loria, Ibid, pp. 245-253.

猶ほロリアは戦費を賄ふ公債の發行がブルジョワジーに有利なる所以を次の如く述べてゐる。戦争その他國家危急の場合に公債を發行する結果は如何なるか。この場合非常特別税を實施するとすれば、其の額は巨大な數字に上り、ブルジョワジーはこれを勞働者階級に負擔せしめることが出来ぬので、この計畫には絶対に反對する。さう

して公債を以てこの出費に充てることを要求する。何故ならば、この公債の方法によるときは、不生産的資本を利用することが出来ると同時に、他方利子支拂に必要な租税を貧困階級に負擔せしめることが出来るからである。だから、是れこそ不生産的資本を有利にし、労働階級の出費において資本家の富を増殖する好手段である(1)。

(1) At Loria, *Ibid.*, p. 254.

斯くてロリアの謂ふところは次の如く要約される——「經濟組織は政治組織を決定する。而して社會權力の有機的制度若しくはその第一の原因たる富の分配組織は財政組織の根本律を構成する。故に租税の理論を研究し、これに最上の基礎を與へんと欲するならば、必ず國家の組織的構造又はこれを決定する經濟組織を考察すべきである。さうしなければ、恰も耳の構造を研究せずして、聽覺に關する論文を草するに等しい。財政學の陥つた過誤は實にこの點に在る。財政學は國家の組織的構造を分析することが充分でなく、又はこの點の考察を全く怠つた爲めに、その學說若しくはその學說の適用が社會權力の構造を自身に適合することを考慮しない。この爲め財政理論は空論に流れた。事實上、労働者の状態が良好であり、且つブルジョワがこれに租税を負擔せしめ得る場合には、財政學は平等課税を唱へ、労働者が最小限度に低下してブルジョワがこの平等に従はざるを得ない場合に、財政理論家は累進税を説き、最後に利潤が最小限度に低下して、一般に累進税が經濟上必要となつたときに、財政學は國家が富の分配に大なる變化を齎らすべき社會税を設くるの權利あることを論證するために、論說大いに力めるのである。然かも社會税は議會において、即ち富者——これを防止することが重大の利益たる富者によつて投票さるべきことを看過してゐる(1)」。

(1) A. Loria, *Ibid.*, pp. 264-265.

以上の擗取説は一般に空想的社會主義者、社會民主主義者を含む廣義の社會主義者によつて説かれるところである。ロリアも社會制度の批判に當つては確かに社會主義的傾向をもつてゐる。而してロリアの理論と直接に關聯して、財政學の政治的性格を政治社會學の立場から明らかにするものにカイツルがある。

「カイツルは「今日まで財政學は方法論上殆ど完成されて居らぬ」(1)と謂つた。彼れはその原因を社會的研究の欠如におくのである。斯くて彼れは國家の活動、その構成、その意味及び國家行爲に附隨して起る經濟現象を説いた後、財政學は二つの社會科學に跨ることを明らかにする。即ち行爲自體の物質的性質によつて經濟學に、行爲機關の性質によつて國家學に屬するといふ(2)。だから經濟學と國家學とは財政學によつて直接の助力者である(3)。經濟學及び國家學と並んで財政學を社會科學の特殊領域とするところに(4)、財政學を新しく方法論的に基礎づけるんとする彼れの試みが看取せられる。カイツルによると、財政學の經濟的性質と政治的性質とは、從來の財政學では雜駁な混合の形で記述されて來た。併し乍ら今日の財政學はこの種の單なる記述に限られてはならない。この性質を統合した方法論的基礎づけが必要である。近代國家における財政の發展を一瞥すると、國民經濟の政治的組織と財政との密接なる關聯と一致とが何よりもよく示されてゐる(5)。斯くて彼れは財政學の理論的基礎を政治社會學的に説いてゐる。さうして其の内容は大體前述のロリアの擗取説に依據するものとみて好い(6)。彼れは租税現

象を次の如く説く。——「總じて人間的利己主義が、政治的權力(立法及び行政)を掌握する人及び階級をして、自己の爲めに最大の利益若しくは最小の損害を生ずるが如くに租税制度を作らしめるといふのは根本的に正しいことである。この努力は具體的に現れて、政治權力の把持者は租税負擔の全部又は大部分を他の國民に轉嫁し、彼れ自身は出來得る限り負擔を免れやうとする」(7)と。然しカイツルはロリアの如く徹底的な唯物論的搾取論者ではない。即ち謂ふ——「私は概して政治的權力の財政的搾取が行はれることを人間の利己心から説いたが、然しこの場合とて、大事な時期において、より高尚なる動機が有らゆる利己心を克服し、而して支配階級がその經濟的利益をより高き道徳的理念(愛國心、人道)に服せしめることの可能性を除外するものではない。唯だ残念乍らこの例外は尠い」(8)と。こゝにロリアの二元的搾取説に對して、カイツルの精神的・道徳的要素を加味する特殊の搾取説が示されてゐる。

斯くて吾々は搾取の内容をもつた財政學の政治的性格を二つの類型において明らかにすることが出來たと思ふ。

- (1) J. Kaizl, Finanzwissenschaft, 1900, I. T. S. 40.
- (2) Ders., Ebenda, I. T. S. 34.
- (3) Ders., Ebenda, I. T. S. 38.
- (4) Ders., Ebenda, I. T. S. 39.
- (5) Ders., Ebenda, I. T. S. 167.
- (6) カイツルは「財政學」の基本理論の中で、特に結論となるべき個所に屢ミロリアの説を引用し、且つ第三節の終りには、

私がロリアの學説についても前述した部分を長々と引用してゐる。

- (7) Ders., Ebenda, II. T. S. 142.
- (8) Ders., Ebenda, II. T. S. 148.

## 六

猶ほこの政治性格を財政組織の分析に基いて説くものにガストン・ジェーズがある。彼れは財政學の具有する政治的性格を理論的に究明はしない。彼れの財政學體系は舊態に屬する制度論であるから、この性格を所謂財政理論的には説いて居らぬ。唯だ彼れは財政の制度それ自體を説明する場合に、この政治的見解が絶対に必要であることを強調する。各政黨は財政を通じてその政策綱領を實現する。國家の機能及び政治的活動は財政を繞つて行はれる。而して財政現象は政治的な要因によつて決定せられる。この要因を中心として財政制度を説くところに、彼れの財政學の特徴がある。素に財政制度は國家の機構(議會・獨裁政治機關)を通じて成立するから、この點からみて、誰しも財政の政治的要因を否定はしない。寧ろ當然なこととして認めてゐるのである。併し乍ら一般に財政制度論者は多く財政の技術的方面を述べて、この政治的要因を輕視してゐる。無論財政には技術的方面がある。然しジェーズはこの技術的方面と政治方面とを區別して、制度上における政治的要因を重視する。かくて彼れの財政學は財政制度説明の上においてこの政治的性格を闡明するものだと謂つて好い。

先づ彼れの財政制度論一般について述べ、續いて經費、收入、公債、豫算の個別問題における政治的様相を明ら

かにしよう。

彼れによると、財政現象の研究においては、財政的、經濟的要因のみならず、政治的、社會的、法律的要因の一切を考察しなければならぬ。財政學は唯だ純粹經濟理論の見地からの財政問題研究に限られてはならぬ(1)。若し政治的要因を捨象するとどうなるか。これは明らかに歴史的事實を無視することになる。蓋し有らゆる時代において、大部分の政治的若しくは社會的大改革は財政的諸原因によつて生じ、また極めて重要な財政問題は政治的諸原因の影響のもとに提起され解決されたからである。例へばフランスにおける租税、財政独占の組織の發展は本質上政治的原因によるものである。第十七世紀中葉のイギリス革命、第十八世紀末のフランス革命は直接には財政的原因によつて起つてゐる。また課税の一般性及び平等性の原理はフランス革命によつて宣言された平等の政治的原理の結果にすぎない。猶ほ總べての國において、財政上の特權はこれを享得する社會階級の政治的優位によつて説明される。事情斯くの如くであるから、彼れに従ふと、財政問題及び財政理論の研究に當つて政治的要因を默過することは出来ぬ(2)。

(1) G. Jaze, Cours élémentaire de science des finances et de législation financière française, nouvelle édition, p. 7-8.

(2) G. Jaze, Ibid, p. 8-9.

加之、國家の財政活動は本質上何等かの政的組織を豫想する。財政現象は充たすべき公的欲望があり、且つこれを充足する公的活動があるからこそ生起する。この現象は或政治的環境の中に現れる。恰も結果が原因を豫想する

やうに、財政は國家を豫想する。公的活動の概念、その組織に便なる事情の決定は財政學の主要なる對象ではない。併し其は様々に現れる財政問題の本質的與件である。だからこれを捨象することは不可能のやうに思はれると彼れは謂つてゐる(1)。

(1) G. Jaze, Ibid, p. 9.

然らばこの政治的要因は如何なる内容をもち、また持つべきか。ジューズはワグナーの社會政策的理念を否定し、各個人間に財産の平等を實現するやうに財政手段を決定することは財政學の目的でないといふ。無論財政學はこの社會的目的を除外はしない。併し財政學の目的は、一定の國において或社會的目的を達するために公的活動が組織され、かくして財政制度が生起した場合、一方この公的活動が集團性のために表はす社會的價值と、他方それが全體の個人に對して惹き起す經濟的負擔とを比例することである。財政學は生起しつゝある財政活動を正確に捕捉すべきであるが、その爲めには、社會價值の問題と個人負擔の問題との両面が比較されねばならぬ。かくて彼れは一國の財政制度、達せらるべき社會目的及びこの國の一般經濟情勢の間に存すべき關係を明らかにすることが財政學の課題だと謂ふ(1)。

(1) G. Jaze, Ibid, p. 16.

猶ほジューズは政治的性格の内容については、ルロア・ポオリュー及びストゥルムの如き保守的自由主義者ではな

し。ジューズによると、彼れ等は財政學に社會的見解を導入することを極端に嫌ふ余り、虚構の事實を説いた。また

彼れ等の敵意は革命的擗取論者の誇張によつて惹き起されたものである。擗取論者に従ふと、優位なる社會階級は今日まで常に租税組織を自己に有利なやうに導いて來た。だから一國一時代の財政制度を嚴密に分析すると、如何なる階級が政治的權力を掌握するかを確言することが出来るのである。ジューズはこの勢力説を幾分承認してゐる。歴史的事實を観察すると確かにさうだといふ。併し彼れに由れば、この勢力説は問題の全部面を捕へて居らぬ。財政問題の社會的部面のみを重視して、その經濟的、財政的、政治的の制度としての重要性を否定するのは極端だといふのである。かくて彼れは問題を一元的に還元することを拒否し、種々な要因によつて生起する財政現象を事實のまゝに直視することが財政學の任務だといふところに逃げ込んでゐる(1)。

(1) G. Jaze, *Ibid.*, p. 15.

以上私はジューズの財政一般論に現れる政治的性格を明らかにしたから、續いて個々の問題についての彼れの分析を示さう。

經費。——經費の提起する本質的な問題の一つは幾何の經費を支出すべきかといふことである。この經費額の問題は共同欲望決定の問題でもある。共同欲望の諸要素は無論政治的に解決せられるが、この解決は政府の評價に依存する。總べての時代において公的活動が同一でない所以はこの評價の相違に基く。而してこの種の問題は凡て政治的秩序の問題である。公的活動の組織によつて充足すべき公的欲望の決定、また公的活動擴大(經費膨脹)の事象は要するに政治問題だと彼れは謂つてゐる(1)。

(1) G. Jaze, *Aspect politique des problèmes financiers*. (Festgabe für G. v. Schanz) p. 21-22.

収入。——公的収入は財政の本質的部門だと一般に考へられてゐるが、これは間違である。収入は經費を賄ふために、また經費額に應じて存在するにすぎない。唯だこの限りに於いて、収入が重要な役割を演ずるといふのは正しい。そこで、決定せられた經費が租税の手段によつて如何に配分せらるべきかの問題は本質上政治的な問題である。先づ如何なる税種を採擇するかは政治的問題である。次に租税配分即ち累進配分が比例配分かといふやうな問題も政治的問題である。この問題はその時に優位な政治的、社會的理想により、また種々な社會階級の勢力の程度によつて支配される。故に租税體系は國家の政治的形態、社會階級のもつ様々の權力によつて檢討されねばならぬ。猶ほ租税配分の政治的問題は、租税の轉嫁と歸着とを明らかにすることによつて、はじめて充分に解決せられる。この轉嫁と歸着とを究明することは無論政治的な問題ではない。然し租税配分それ自體は明らかに政治的問題である(1)。

(1) G. Jaze, *Aspect politique*, p. 26-30.

公債。——公債においては、政治的意味は極めて弱い。この制度は概して技術的なものである。財政學上、公債制度の部分では政治的秩序の考察は最も價位が低い(1)。

(1) G. Jaze, *Aspect politique*, p. 32-33.

豫算。——豫算は長らく技術的な組織として考察されて來た。然しこれは誤である。概して豫算は政治的行爲と

みて好い。豫算はある期間中における政府行爲のプランであり、政府の綱領である。また豫算法規の大部分は純然たる政治的性質をもつてゐる。豫算の政治的性質は豫算の編成において最も重要な役割を演ずる。豫算を編成するのは國家である。而してこの編成された豫算は次會計年度の政綱を意味する。猶ほ豫算の議定信任は政治組織(議會)によつて行はれるから、本質上政治的な問題である。尤も豫算の施行、監督は主として技術的な問題である。蓋し其は會計法によつて技術的に行はれるから。然し豫算の重要な部分は政治的問題であり、従つて豫算の概念を述べる場合に、その本質上政治的な性格を強調することが重要だと彼れは説いてゐる(1)。

以上私は財政學の政治的性格を色々な視野、様々な再度から明らかにした。即ち封建的家權の政治的性格、自由主義の政治的性格、社會的政策の政治的性格、政治社會學及び搾取説・勢力説の政治的性格、財政制度論の政治的性格を闡明し得たと思ふ。然し問題は猶ほ展開する。このやうな歴史的、學說的研究を経た吾々は、更に現實財政現象に示されつゝある政治的性格を直視しなければならぬ。財政現象は世界大戰、世界恐慌を経て様々な變質を遂げつゝある。この變質は總べて政治的性格の強化を繞つて行はれてゐると謂つて好い。カアル・マンが「參加財政」Anteilssystem より「統制財政」Kontrollsystem への發展を説くのも一にこの點にかかつてゐる。政治的性格の強化は無論一般經濟現象にも起りつゝある。統制經濟、指導經濟、行政經濟等々の登場はその現象形態である。而してこの新經濟現象は謂はゞ最も密接なる財政學の隣接領域を構成するものであつて、この新現象の生起と共に、財政と經濟とは更に緊密なる關係におかれた。この變質、この關係を中心として現實財政現象の政治性格を明らかにす

るのは私の次の課題である。稿を改めて説かう。

- (1) G. Jaze, Aspect politique, p. 34-36. G. Jaze, Cours de science des finances, 1922. (Théorie générale du budget) XX. シューズの「財政學講義」中最も精彩を放てる部分はこの豫算論である。こゝで彼れは「豫算は本質的に政治的行爲であつて、私が第一に明らかにしやうとするのはこの理念である」と冒頭した。而して彼れの謂はゞ政治論的豫算論は現代の財政學者によつて充分に評價されてゐると謂つて好い。例へば Sulan, Die Staatsentnahmen, S. 28, 1932 及び A. E. Buck, The budget in governments of today, p. 70 参照。

(一九三六・九・二〇稿)